

1 代表者等の変更により、新しい電子証明書を取得が間に合わず、あらかじめ紙入札を予定している場合

あらかじめ紙入札を予定している場合

紙入札を希望する者は、発注機関に電話等で事前の連絡をする。

上記の者は、「紙入札方式参加申請書」を発注機関に提出し、下記の期限までに承認を得る。

一般競争入札……競争参加資格確認申請書の提出期限
指名競争入札……入札書受付開始日の前日の午後5時
随意契約………見積書受付開始日の前日の午後5時

及び

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程第12条第1項に基づく変更があった場合、紙入札の開札日時までに競争入札参加資格申請受付システムで「入札参加資格者登録の変更申請」を行う。

開札日

入札金額見積内訳書が
必要な案件

- ①建設工事
- ②土木施設維持管理業務委託
- ③設計額が500万円以上の建設
工事に係る業務委託
- ④①～③以外の入札において発
注者が内訳書の提出を必要と認
めた入札

入札金額見積内訳書
の必要又は不要

必要

不要

開札時刻の30分前に 紙入札の
入札参加者は入札金額見積内訳
書を発注機関に提出する。

開札時刻の5分前に 紙入札の入札参加者は
入札書又は見積書(代理人の場合は委任状を含む)を発注機関に提出する。

紙入札の入札参加者は、発注機関が電子入札システムに入力した「金額」や「くじ入力番号」を確認する。

発注機関は、落札者(落札候補者)決定、又は再度入札の日時を紙入札の入札参加者に伝える。

2 コンピュータ等の不具合が発生した場合

参考2

